船体が停止するまでの所要時間			九〇
前進の回転数が規定回転数に達するまでの所要時間		五〇	五〇
		七〇	七〇	一四〇

第六条第三号中「操だ試験」を「操舵試験」に、「片げん」を「片舷」に、「だ角」を「舵角」に、「反対げん」を「反対舷」に、「操だに」を「操舵に」に、「左の」を「次の」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で操舵試験を行つても差し支えなく、また」に、「応急操だ装置に係る操だ試験」を「応急操舵装置に係る操舵試験」に、「片げん」を「片舷」に、「だ角」を「舵角」に、「反対げん」を「反対舷」に、「操だして」を「操舵して」に改め、同号の表を次のように改める。

区分		操舵所要時間（秒）
操舵装置の種類	船の長さ（メートル）	
手動式操舵装置	二一未満	三〇
	二一以上二五未満	四五
	二五以上	六〇
機動式操舵装置		二五

第六条第四号中「だ角」を「舵角」に、「左の」を「次の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

第六条第四号の表まき網漁船の項を次のように改める。

まき網漁船	二一未満	八	八〇	三・〇
	二一以上四三未満	一〇	九〇	三・五
	四三以上	一五	一四〇	四・五

第六条第四号の表に次のように加える。

備考　複数の漁船の種類に該当する漁船にあつては、主たる漁業活動に係るものと認められる漁船の種類の項の下欄の数値によることとする。	

第六条第四号の二中「二時間」を「一時間」に改め、「（船の長さが二十一メートル未満であつて推進機関の計画出力が百四十七キロワット未満の漁船及び連続一時間以上全負荷でけい留運転を行つて異状がない漁船にあつては、一時間以上）」を削り、同条第四号の三中「当り」を「当たり」に、「キロワット」を「キロワット」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、危険なねじり振動が発生する推進機関を搭載する場合は、当該振動の領域を避けた最も低い回転数で最低速試験を行つても差し支えない。

第六条第四号の四中「クラツチかん脱試験」を「クラッチかん脱試験」に、「クラツチを」を「クラッチを」に、「左の表の上欄に掲げる推進機関の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる回数」を「十回」に、「クラツチが」を「クラッチを」に、「且つ」を「かつ」に改め、同号の表を削り、同条第五号中「もとで行ない」を「下で行い」に、「きつ水」を「喫水」に改める。

第九条中「推進機関の性能は」を「推進機関（以下この条において「機関」という。）の性能は」に改め、「電気点火機関にあつては最低速試験」の下に「、調速機試験、充気試験」を加え、「焼玉機関にあつては最低速試験、ジーゼル機関」を「ディーゼル機関」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第一号中「おき」を「置き」に、「当該機関の空気そうに、焼玉機関にあつては〇・九八メガパスカル、ジーゼル機関にあつては」を「当該機関の空気タンクに」に改め、「起動回数」の下に「は六回以上」を加え、「が左の表の上欄に掲げる機関の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる通り」を「は一・一八メガパスカル以下」に改め、同号の表を削り、同条第二号中「機関の種類に応じ、左の各号に掲げる」を「規定回転数の二分の一以下の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「当り」を「当たり」に、「キロワット」を「キロワット」に、「にあつては」を「にあつては」に、「二十分」を「十分」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、危険なねじり振動が発生する機関にあつては、当該振動の領域を避けた最も低い回転数で最低速試験を行つても差し支えない。

第九条第四号中「行なう」を「行う」に、「全負荷試験における」を「、第四表の上欄に掲げる機関の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる算式により算出して得た」に、「第四表の上欄」を「第五表の上欄」に改め、同号の第一表備考を次のように改める。

備考 一　Nは、規定回転数とする。 二　この表の下欄の回転数まで回転数が上昇しない機関の過負荷試験にあつては、荷重を全負荷の一割増以内、かつ、出力が回転数の三乗に比例する回転数とすることができる。

第九条第四号の第二表から第四表までを次のように改める。

第二表

機関の種類		運転時間（時間）	
		分力試験の場合	全負荷試験の場合	過負荷試験の場合
電気点火機関	七・四キロワット以下のもの	〇・五	一・五	〇・五
	七・四キロワットを超えるもの		二	
ディーゼル機関	計画制動平均有効圧力が一・〇八メガパスカル未満であつて、かつ、計画平均ピストン速度が毎秒八メートル未満のもの		三	
	七・四キロワットを超え二二キロワット以下のもの		四	
	二二キロワットを超え八八キロワット以下のもの			
	八八キロワットを超えるもの			
	計画制動平均有効圧力が一・〇八メガパスカル以上のもの又は計画平均ピストン速度が毎秒八メートル以上のもの			

第三表

機関の種類		運転時間（時間）	
		分力試験の場合	全負荷試験の場合	過負荷試験の場合
電気点火機関		／	一	一
ディーゼル機関				
		〇・三		〇・三